

人権教材ライブラリーの貸出利用について

- 貸出はすべて無料ですが、別紙 申請書による手続きが必要です。

- 申し込み・貸出
御所市人権センター
御所市柏原235番地（電話：0745-65-2210）
月曜日から金曜日（祝日、年末年始は除く） 8時30分～17時15分

- 貸出対象者
人権学習を行う個人・学校・企業・団体等

- 貸出教材
VHS・DVD・書籍

- 貸出期間
2週間（場合により延長が可能です。2週間以上を希望される場合は、ご相談ください。）

- 留意事項
 1. 故意もしくは重大な過失により教材を破損した場合、その損害を賠償していただく場合があります。
 2. 教材の使用に際しては、著作権法に基づいてご利用ください。
 3. 返却期日は、正しく守ってください。なお、期限を越える場合は連絡してください。
 4. 万一損傷した場合は、返却の際に必ず申し出てください。

【使用の禁止について】

次の事項に該当する場合は、貸出できません。

1. 営利を目的とする事業を行うとき。
2. 鑑賞者から入場料を徴収したり、それに類した行為のあるとき。
3. 教材を他に転用するとき。